

2023年6月15日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

( TEL. 03-3832-8266 )

リ・ジェネレーション株式会社から第 62 期定時株主総会招集通知  
補足資料についての「嚴重抗議書」の受領に関するお知らせ

当社は、2023年4月3日付け「当社第 62 期定時株主総会に係る株主提案に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、同年6月29日に開催予定の第 62 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に関し、当社株主であるリ・ジェネレーション株式会社（以下「提案株主」といいます。）より、株主提案権を行使する旨の書面（以下「本株主提案書」といいます。）を同年4月3日付けで受領しました。これをうけて、当社は、2023年5月30日付け「当社第 62 期定時株主総会に係る株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、本株主提案書に記載されている提案（以下「本株主提案」といいます。）に反対する旨の当社取締役会の意見を同年5月30日付けで決議しております。また、同年6月8日付けで本定時株主総会に関する「第 62 期定時株主総会招集ご通知」（以下単に「招集通知」といいます。）及び「第 62 期定時株主総会招集ご通知補足説明資料」（以下単に「補足資料」といいます。）を公表しております（招集通知及び補足資料を総称して、以下「招集通知等」といいます。）。

このような中、2023年6月12日（月曜日）の夕刻に、提案株主の代理人弁護士から当社の代理人弁護士に対して、上記補足資料に対する同日付けの「嚴重抗議書」がファクシミリで送付されましたので、お知らせいたします。

提案株主からの文書は「嚴重抗議書」とは題されているものの、その実質としては、多くの部分が、提案株主側で当社の招集通知等に記載された事実関係の評価を争う一方的な立場からの批判であり、「抗議」とともに補足資料の記載の削除又は修正を明示的に求めている主張としては、大要、以下の4点に限られます。

- ① 本年3月16日に開催された当社臨時株主総会（以下「前回臨時株主総会」といいます。）では、提案株主の提案に対して、（提案株主の議決権を含めて）22%以上の賛成が得られているのであるから、本株主提案は濫用的ではなく、本株主提案が前回臨時株主総会における提案株主による株主提案と比較して「全く」同じ候補者かつ同じ理由ではないので、補足資料9頁の記載は「本株主提案それ自体が違法であるとの悪印象を株主に与えている」うえに「一般株主において」提案株主「の提案理由に興味を持つことなく目を通させないことを狙って、故意に事実と異なる説明と展開していることが合理的に疑われるものである」ことから、削除すること

を求める。

- ② 本定時株主総会の第4号議案（リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針の継続・更新の件）の説明における、「リ・ジェネレーション及びリ・ジェネレーションと共同して買付けを行っている可能性が疑われる株主が保有している当社株式を単純合算すると所有割合で 32.14%に上る状況にあった」（補足資料5頁）、「リ・ジェネレーションとの間で共同ないし協調して行動している可能性がある潜在的協調行動者と合計すれば、株券等保有割合の合計が優に 20%以上となり得る状況であること」、「現行対応方針の有効期間の満了時において、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが継続している」（以上補足資料6頁）との記載は「不当な印象操作を目的とした誤った記述」であることから削除又は修正することを求める。
- ③ 補足資料 11 頁の(i)「提案株主（リ・ジェネレーション）は当社の企業価値向上につながる具体的な経営方針や経営計画を持ち合わせておりません」、(ii)「当社を「ハコ会社」として利用するといった、提案株主自らの私的利益を追求することを目的としていることが強く疑われる状況にあります」との記載について、(i)については提案株主としては当社の「内部情報を正確に把握できる立場になく、具体的な数値計画等をお示しすることまでは出来かねるため、その点では具体性に欠けることは致し方なく、また、(ii)については「具体性を全く欠くものであり、完全な妄想に過ぎ」ず「不当な印象操作を展開して」いることから、いずれの記載についても削除又は修正することを求める。
- ④ 本株主提案の候補者の経歴及び資質について、(i)菅原勝治氏（以下「菅原氏」といいます。）が「特定商取引法違反で行政処分を受けたマルチビジネスの ARK の特別顧問」であり、吉澤孝明氏（以下「吉澤氏」といいます。）が「特定商取引法違反で行政処分を受けたマルチビジネスの ARK の顧問税理士」であるとの記載は、両者は「それぞれ ARK の特別顧問及び税理士であったに過ぎず、ARK の役員及び執行役〔当社注：「執行役員」の誤記と思われます。〕の地位にあったわけでもないことから、違法なマルチビジネスに関与していた事実はなく、「虚偽の事実に基づいた印象操作を行っているに他な」らないこと、(ii)補足資料 13 頁右欄の「尾端氏以外の株主提案に係る取締役候補者 3 名は尾端氏の部下であるか、同氏の強い影響下にあります」の箇所の図は「わざわざ尾端を上位に、他の当社候補者 3 名を下位に配置し、尾端から他の 3 名に向けて電波が発せられているような図を用いることで、恰も尾端が新興宗教における教祖で、他の 3 名が教徒であるかのようなイメージを持たせて、尾端が他の 3 名を支配しているという印象を株主に植え付けようとしてい」ることから、それぞれ「不当な印象操作」であり、削除又は修正することを求める。

しかしながら、①については、前回臨時株主総会における提案株主による株主提案（以下「前回株主提案」といいます。）と本株主提案の候補者及びその選任理由は全く同じであり、前回臨時株主総会の議案の審議に際して株主の皆様判断に際して必要又は参考になると考えられたことから当社が 2 回に亘って質問した、4 名の候補者の当社取締役としての資質・適格性に関連する事項についても一切反映がなされておりません。加えて、前回株主提案の賛成率は約 22%（議決権個数にして 22,342 個乃至 24,485 個）であるものの、これは提案株主自身が投じた賛成票（議決権個数にして 17,727 個）も含まれているのであって、提案株主自身が投じた賛成票を除けば、その賛成率は優に 10%を切ることは明らかです。

②についても、提案株主が指摘する記載は全て当社の株主名簿や他の上場会社の開示資料等から明らかな事項及び当社が行った調査から判明した事項を踏まえて記載しているものであり、全て合理的かつ客観的な根拠に基づくものであることから、「不当な印象操作を目的とした誤った記述」ではありません。

③についても、まず(i)は、補足資料 11 頁に記載しているとおり、提案株主へ具体的かつ根拠のある企業価値向上のための提案の有無及びその内容について質問しても、一貫して具体的な回答が得られておらず、提案株主が提示している、当社の経営支配権を取得した後の経営方針についても抽象的・一般的な「お題目」を並べるだけで、具体的な数値計画以前のレベルにおいても、提案株主は当社の企業価値向上につながる具体的な経営方針や経営計画を持ち合わせていないことは明らかです。また、(ii)についても、招集通知の 79 頁以下に詳細を記載しているとおり、提案株主(旧商号：N&M マネージメント)には、過去に 2 回に亘って他の上場会社(シスウェーブ<sup>1</sup>及びリアルビジョン<sup>2</sup>)の株式を直接・間接に大量に取得してその経営権を実質的に掌握した上、大規模な希釈化を伴う新株及び新株予約権を自らと関係のある者に対して第三者割当発行し、これを最終的には売却する等した前歴が確認されています<sup>3</sup>。

④についても、(i)については菅原氏・吉澤氏がそれぞれ ARK の特別顧問・顧問税理士を務めていた事実を踏まえて、当該事実が各候補者の略歴欄に記載されていなかった理由についての質問も含めて、当社が前回臨時株主総会に際して 2 回に亘って行った提案株主への質問に対して提案株主は一貫して回答しない又は極めて抽象的な回答に留めたのであり、両者が違法なマルチビジネスに関与していないことについて合理的な説明がなされているとは言い難いものでした(なお、上記「嚴重抗議書」では、菅原氏・吉澤氏が「ARK の役員及び執行役の地位」になかったので、違法なマルチビジネスに関与していなかったとの主張をしていますが、そもそも「特別顧問」や「顧問税理士」であれば ARK のビジネスへの関与があることは自明ですし、提案株主代表者の尾端友成氏(以下「尾端氏」といいます。)は ARK の「法務部長」と表示した名刺を持って富山県消費生活センターを訪れていることが判明しており、提案株主の論法によっても、尾端氏の違法なマルチビジネスへの関与は否定し難いものと言わざるを得ません)。また、(ii)については、単に「尾端氏以外の株主提案に係る取締役候補者 3 名は尾端氏の部下であるか、同氏の強い影響下にある」ことを図示しただけであって、上記「嚴重抗議書」に記載されているような、「恰も尾端が新興宗教における教祖で、他の 3 名が教徒であるかのようなイメージを持たせて、尾端が他の 3 名を支配しているという印象を株主に植え付けようとしてい」る意図は当社には毛頭なく、尾端氏を教祖等と称した事実も全くありませんし、「嚴重抗議書」の上記記載こそが謂れの無い非難であることは、図の記載からも明らかです。

このため、当社としては、いずれも訂正を行う必要はないと考えております。したがって、当

<sup>1</sup> 株式会社シスウェーブ(その後、株式会社シスウェーブホールディングス、株式会社 SOL Holdings、そして、株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングスと、複数回に亘って商号変更を繰り返しています。以下「シスウェーブ」といいます。)を指します。

<sup>2</sup> 株式会社リアルビジョン(その後、株式会社 RVH に商号変更。以下「リアルビジョン」といいます。)を指します。

<sup>3</sup> ちなみに、本株主提案においても当社取締役候補者とされている菅原勝治氏は、一般財団法人エネルギー農業推進機構(旧・一般財団法人東北農業支援ネットワーク。現在の名称は一般財団法人日本経営支援連合会)の「顧問」として表示されていたことが判明しています。この一般財団法人エネルギー農業推進機構については、①シスウェーブの代表取締役社長及びリアルビジョンの補欠監査役を務めていた A 氏、提案株主の前代表者、並びにシスウェーブの子会社である株式会社日本ソルガムの代表取締役であった B 氏の 3 名が評議員を務めていたほか、②シスウェーブの監査役及び取締役並びにリアルビジョンの取締役を務めた C 氏が監事を務めており、さらに、③提案株主がシスウェーブ株式約 26.62%を大量取得した際に提案株主にそのための資金全額を貸し付けていた株式会社共和フィナンシャル(シスウェーブの元代表取締役社長であった D 氏及び E 氏が相次いで代表取締役を務めていました。)及びその親会社であった株式会社共和キャピタル(旧・有限会社ケーアイシステム。シスウェーブの元代表取締役社長及びリアルビジョンの元代表取締役社長であった F 氏が設立し、取締役を務めていました。)並びにリアルビジョンの各本店所在地と同じ場所(赤坂會館ビル)に東京連絡事務所を置いていた法人です。

社としては、これに応じた招集通知等の訂正は特段予定しておりませんので併せてお知らせいたします。

また、上記「嚴重抗議書」では、削除又は修正を求める箇所が不明確ではありますが、大要、以下の3点の主張もなされています。

- ⑤ 仲庭時計店の不祥事に係る具体的な損害額についての開示を拒否し続けている事実や、当社の2023年3月期に係る連結経常利益（537,868千円）の約67%に上る巨額のアドバイザリー費用（特別損失）357,773千円の内訳等の開示を拒否し続けている事実、当社経営陣が提案株主からの株式取扱規程の開示要請に対し、これを拒否し続けている事実には当社経営陣の「情報開示姿勢の消極的姿勢が存分に表れている」こと
- ⑥ 女性役員の登用については提案株主からの指摘を受けて初めて具体的に検討を開始するに至り、前回臨時株主総会で洲桃取締役を選任したのはもっぱら提案株主からの批判をかわす目的であったこと
- ⑦ 当社の業績は2016年3月期以降、最終黒字を確保できたのは2018年3月期、2022年3月期及び2023年3月期の3事業年度のみであり、それ以外の事業年度においてはすべて最終赤字となっているところ、補足資料14頁で2019年3月期以降の業績推移しか記載していないのは当社業績に関する「不当な印象操作（誤魔化し）」であること

しかしながら、⑤については、いずれも当社が2023年2月27日付けで公表した「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」（以下「回答書」といいます。）のとおり、提案株主に対しても詳細を説明済みであって（仲庭時計店については回答書の2～3頁、アドバイザリー費用については回答書の6～7頁、株式取扱規程については回答書の7～8頁）、更には、招集通知の75頁～76頁でも同様に説明をしており、提案株主の主張は、基礎たる事実関係を誤っており、失当なものです。

⑥についても、洲桃取締役の選任経緯については、回答書の4～6頁や当社の2023年3月13日付けプレスリリース「リ・ジェネレーション株式会社から当社プレスリリースについての『抗議書（2）』の受領に関するお知らせ」の1～2頁で詳細をご説明しているとおりであって、「もっぱら提案株主からの批判をかわす目的」では全くありませんし、そのように主張することこそが憶測に基づく不当な印象操作といわざるを得ません。何よりも、洲桃取締役の選任は、約80%の株主の皆様からご賛同頂いており、反対は、議決権個数にして22,040個（このうちの17,727個は提案株主自身によるもの）に留まるのであって、提案株主の見解は、客観的にも独善的で一方的な見解であることは明らかです。

⑦についても、補足資料では、直近5年分の業績推移という客観的な数値を記載しているのであって、提案株主が指摘するような「不当な印象操作」ではありません。提案株主が、当社株式の買い上がりを始めた2022年から6年も前の2016年3月期の業績について（このタイミングで）批判を行うことは、提案株主による単なる粗探しでしかないとも考えられます。

以上のとおり、提案株主からの文書は「嚴重抗議書」とは題されているものの、その実態としては、自らの主張を繰り返すもので、しかも、その主張は、誤った事実主張や、提案株主に不利な事情を糊塗した主張をしたうえで、「不当な印象操作」という語を繰り返し用いて、提案株主側

で当社の招集通知等の記載について、独善的な批判を行うものに過ぎません。

なお、「不当な印象操作」との用語を乱発する上記「嚴重抗議書」は、自らによる株主名簿閲覧  
謄写仮処分命令申立事件の東京地方裁判所における審理に際して、提案株主が、裁判所からの釈  
明に答えて、「本件経済的利益の提供〔QUO カード等の経済的利益の提供〕を実施する具体的な  
予定は存在せず、本件総会〔本定時株主総会〕の招集手続等が滞りなく進めば、本件経済的利益  
の提供を行うことは想定していない」としながら、「債権者〔提案株主〕に対する印象操作の程度  
が甚だしく、一般株主がこれを鵜呑みにしてしまい、債権者〔提案株主〕側の委任状勧誘書類等  
に記載された主張内容の確認すら行わない状況に陥るなど債権者〔提案株主〕の委任状勧誘行為  
自体に支障が生じる場合には、選択肢の一つとして、本件経済的利益の提供〔QUO カード等の経  
済的利益の提供〕を検討することが想定される」と主張していたことに照らすと、提案株主が委  
任状勧誘等に際して QUO カードを含む金品その他の経済的利益の提供を検討する条件が満たさ  
れたと主張するための「地ならし」ないし「布石」ではないかと疑わざるを得ません。 招集通知  
の5頁に記載しているとおり、株主の皆様において、①QUO カードその他の金品を配布して委任  
状や議決権行使の勧誘を行う等、経済的利益の提供と引換えに又はそれを誘引として委任状を取  
得し、又は議決権行使書等による議決権行使を促す方法、②委任状の勧誘の際に、当社のロゴを  
利用する等して株主に当社からの勧誘であると誤解を生じさせるおそれのある表現を用いて、委  
任状を取得する方法、その他の不公正な方法を用いて、委任状や議決権行使書等による株主の議  
決権行使に不当な影響を及ぼした事実が行われていることを認識した場合には、招集通知5頁記  
載の当社総務部までご連絡ください。

当社が提案株主から受領した「嚴重抗議書」については、インターネット上の当社ウェブサイ  
ト (<https://www.nagahori.co.jp/>) に掲載いたします。

以 上